

感染症の予防及びまん延の防止のための指針

1 施設（ホーム）における感染症予防に関する基本的考え方

感染の予防に留意し、感染症発生の際には原因の速やかな特定、まん延予防に努め早期終結を図ることは重要である。施設（ホーム）内感染予防対策を全職員が把握し指針に沿った支援が提供出来るよう本指針を作成する。

2 感染症発生及びまん延防止のための委員会

当施設（ホーム）では、感染症発生及びまん延防止等に取り組むにあたって、下記の体制を取ります。

（1）「感染症対策委員会」の設置

①設置の目的

施設内（ホーム）での感染症を未然に防止すると共に発生時の対策を検討する。情報を整理し、全職員へ周知徹底を行う。

②感染症対策委員会の構成委員

- ・理事長
- ・施設長（サービス管理責任者）
- ・支援員
- ・看護師

③感染症対策委員会の開催

定期的に半年に1回開催し、感染症未然防止、まん延防止等の検討を行う

感染症発生時必要な際は、随時委員会を開催する。

④感染症対策委員会の役割

- ア) 施設内（ホーム）感染症対策の立案
- イ) 指針・マニュアル、BCP等の作成
- ウ) 施設内感染症対策に関する職員への研修の実施
- エ) 新規利用者の感染症の既往の把握
- オ) 職員の健康状態の把握
- カ) 感染発生時の対応と把握

3 感染症発生防止における各職種の役割

（理事長）

- 施設内（ホーム）統括責任者

（施設長）

- 感染対策委員会統括責任者

（支援員1）

- かかりつけ医、協力病院との連携

- 計画立案

(支援員 2)

○情報収集

○対応立案

(支援員)

○対応指導、分析再発防止案周知徹底

○備品管理

○異常早期発見

○環境整備

(看護師)

○衛生管理

○健康管理

4 職員研修に関する基本方針

- ① 研修プログラムの作成
- ② 定期的な教育（年 1 回以上）
- ③ その他、必要な教育・研修

5 感染症発生時の対応

感染症が発生した場合には、まん延、拡大予防のため速やかに対応

- ① 発生時は手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を

媒介して感染を拡大させることのないように注意する。

- ② 医師や看護師の指示を仰ぎ、必要に応じて施設内の消毒を行う。
- ③ 医師や看護師の指示に基づき、必要に応じて感染した利用者の隔離等を行う。

(看護職員及び施設長)

- ① 感染症が発生、またはそれが疑われる状況が生じたときは、被害を最小限とするために職員に適切な指示を出し速やかに対応すること。
- ② 感染症の病原体で汚染された機械・器具・環境の消毒を適正かつ迅速に行い汚染拡散を防止する。

(理事長・施設長)

- ① 協力病院や保健所に相談し技術的な応援を依頼、指示を受けること。
- ② 行政機関への報告を速やかに行い、適切な情報提供に努め連携をはかること。

6 感染症に関する苦情

感染症に関する苦情については、その都度、適切に対応します。

7 この指針の回覧について

この指針は、当施設（ホーム）の事務所に常設し、かつ当ホームページに掲載しており、いつでも自由に観覧することができます。

附則

令和6年4月1日より施行します。